

◇大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 印鑑の登録申請の確認に関して申請者に係る本人確認書類の例示を改めることにしました。
- 2 印鑑の登録申請の本人確認に係る照会書の様式を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この規則は、令和7年12月2日から施行することにしました。

(市民局総務部住民情報担当)